

ナンバープレートのあり方の方向性（最終とりまとめ）（案）

平成24年7月 日
ナンバープレートのあり方に関する懇談会

1. はじめに

我が国においては、戦後、自動車社会が飛躍的に発展し、今や自動車は日常生活において不可欠の存在となっているところ、我が国の自動車保有台数は、平成24年3月末現在で7,900万台を超えている（うち、登録自動車の台数は、約4,800万台。）。

こうした中で、その半数以上を占める登録自動車のナンバープレートは、個々の自動車を特定し、対外的に所有権を公証するためのツールとして大きな役割を担い、自動車の登録制度の根幹をなしている。

この登録自動車のナンバープレートは、昭和26年の道路運送車両法制定時を原点としているが、その後、特定の番号を取得したいというニーズが高まっていたことを背景とした「希望ナンバー制」の導入、地域振興や観光振興等の観点からの新たな地域名表示のナンバープレート（いわゆる「ご当地ナンバー」）の導入等、逐次その見直しを行い、社会的ニーズに対応してきたところである。

しかしながら、全国各地からの「ご当地ナンバー」の追加の強い要望をはじめ、ナンバープレートのデザインや表示内容に係る国民の価値観のさらなる多様化、ナンバープレート情報の活用技術の進歩によるナンバープレートの社会的機能の多様化・高度化の可能性の拡大等、ナンバープレートを巡る環境は、近年においても大きく変化してきている。

こうした社会情勢を踏まえ、我が国の社会に深く浸透した登録自動車のナンバープレートの新たな方向性について、本懇談会では、既存制度の抜本的な見直しも視野に入れた議論を進めてきたところであり、昨年10月以降、6回にわたり議論を重ねてきた。この間、本年3月には中間とりまとめを公表し、パブリックコメントを実施したところ、500件を超える意見が提出され、国民のナンバープレートに対する関心の高さをあらためて認識した。個々の意見を見ると、馴染みのある現在のナンバープレートの見直しに慎重なものや、従来概念にとらわれずに大きな変革を求めるものまで多種多様であるが、ナンバープレートに深い愛着やこだわりを持った上での意見が少なくなく、ナンバープレートの見直しについては、単にコストや技術的な側面からの議論だけで結論を出すべきものではないことを実感させられた。

こうした点も踏まえ、今般、本懇談会では、今後目指すべきナンバープレートのひとつの方向性を示すこととした。

なお、一般に「ナンバープレート」という呼称で広く認知されているものには、登録自動車に取り付ける自動車登録番号標、軽自動車等に取り付ける車両番号標、原動機付

自転車に取り付ける原動機付自転車番号標の3つの種別があるが、本懇談会における提言は、登録自動車に取り付ける自動車登録番号標を対象としている。

2. 基本的考え方と方向性

(1) 視点

① ナンバープレートに求められる機能・役割

ナンバープレートは、その本来の機能として、取付けを義務付けている道路運送車両法が意図している本来の役割に加え、自動車の保管場所の確保等に関する法律(車庫法)等の他法令の要請により自動車の登録手続の機会に確認することとされている手続が履行されていることを推定させる役割の2つの側面がある。すなわち、ナンバープレートが取り付けられていること自体により、保安基準に適合することを前提に登録を受けた車両であって、運行の用に供することを許容されているものであることが確認できることはもとより、登録時に求められる自動車保管場所証明の取得等の各種の行政手続を履行していることを推定させる役割を担っている。

さらに、ナンバープレートは、個々の表示内容等を認識することによる副次的機能として、登録自動車のナンバープレートの表示内容等から、自動車の車種等の識別はもとより、同一のナンバープレートは存在し得ないという一意性によって、一台の車両を特定することが可能となっており、これを前提に様々な場面でナンバープレートが利用され、健全な社会を支える役割と、多様な価値観等を背景として、地域名の表示や特定の番号の取得を通じて果されるその他の役割の2つの側面がある。

このように、ナンバープレートは、多様な役割を担っているところであるが、東日本大震災発生以降、地域の絆や地域振興の必要性が益々高まりを見せている状況であるとともに、国民の価値観が多様化する中で、より豊かな「クルマ社会」を実現する上では、ナンバープレートが社会に果たすべき役割として、行政上の必要性や社会の健全性の確保に係る役割を主眼に置きつつも、地域に対する愛着の醸成や個人のアイデンティティーの表現の手段としての役割を積極的に捉え、ナンバープレート施策の新たな展開を図るべきである。

<ナンバープレートの機能>

○本来の機能

ナンバープレートが取り付けられていること自体によって発揮される機能

(1) 道路運送車両法上の本来の機能

- ① 自動車登録の外形的表示
- ② 登録時の保安基準適合性の表示

(2) 車庫法等の他法令を根拠とする手続も履行されていることを推定させる役割
自動車の登録の時点で、以下の手続が履行されていることの推定

- ① 自動車保管場所証明
- ② 自動車損害賠償責任保険契約の締結
- ③ 自動車重量税の納付

○副次的機能

ナンバープレートの個々の表示内容等の認識によって発揮される機能

(1) 健全な社会を支える役割

- ① 有料道路や駐車場での車両管理
- ② バス、タクシー等営業類似行為の防止
- ③ 交通取締り・犯罪捜査等 等

(2) その他の役割

- ① 地域に対する愛着の醸成
- ② 個人のアイデンティティーの表現

② ナンバープレートに求められる表示項目

ナンバープレートにおいては、それが取り付けられた個々の車両の特定を可能とするために、①地域名、②分類番号、③平仮名等、④一連指定番号の4つの事項を表示しているところ、これらの組み合わせがひとつの登録番号を構成し、同一の登録番号は存在し得ないという性質を有しており、これがひとつでも欠ければ車両を特定することはできない。こうした性質を前提として、例えば、有料道路や駐車場での車両管理、交通取締り・犯罪捜査等に当たっての車両識別のための重要なツールとなっているなど、様々な社会システムが構築されているとともに、多くの国民も慣れ親しんだものとして、これら4つの事項の表示が永年にわたり社会に深く浸透している。

<ナンバープレートの表示項目>

(1) 地域名

自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部又は運輸支局（使用の本拠の位置が自動車検査登録事務所の管轄区域に属する場合には、当該自動車検査登録事務所）を表示する文字

(2) 分類番号

自動車の種別及び用途による分類を表示する三けた以下のアラビア数字

(3) 平仮名等

自動車運送事業の用に供するかどうかの別等を表示する平仮名又はローマ字

(4) 一連指定番号

一方、ナンバープレートに表示している4つの事項のうち、具体的な表示内容そのものが自動車の種別や用途を判別する上での不可欠の要素となっている「分類番号」や「平仮名等」と、あくまでも車両特定のための要素としての意味合いが強い「地域名」表示や「一連指定番号」とでは、その性質を異にしている。

特に、「分類番号」にあっては、表示している2桁か3桁の数字のうち先頭のものについて、普通自動車か小型自動車かの別等が直ちに識別できるように一定の意味付けがなされているところ、これが様々な社会システムで利用されていること等を前提とした上で新たなナンバープレートのあり方を考えなければ、いたずらに社会的なコスト負担を強いることとなるおそれがある。

また、「平仮名等」についても、例えば、「れ」と「わ」はレンタカーを表す等、一定のグループに分けられた上で、それぞれに意味付けがなされており、「分類番号」ほどではないものの、表示方式を変更した場合にも何らかの影響が発生することが想定される。一方で、自動車ユーザーの立場からは、日本らしさという面で平仮名を用いていることを重視する意見もあるが、「平仮名等」は便宜的に割り振られているものという意識も強く、それほどこだわりのないと思われるような側面があるのも事実であり、「平仮名等」の表示を変更することにあまり抵抗感はないのではとも考えられる。

他方、「地域名」については、使用の本拠の位置を表示しているという点で、「分類番号」や「平仮名等」と同様に一定の意味付けがなされているものであるものの、原則として国土交通省の運輸支局等の管轄区域で区分されている。これは、登録情報を紙の原簿によって管理していた時代に、どこで登録されているのかを識別できるという行政運営上の必要性によって漢字・ひらがなによる表示事項とされたものである。車両の使用の本拠の地域名については、何らかの形で表示されるべきであるとの社会ニーズがある一方で、オンラインのシステムで登録情報を全国的に一元管理している現状においては、これを漢字・ひらがなによる具体的な地名表示ではなく別の形の表示内容に置き換えたとしても、他の表示事項と一体となって車両の特定という目的が達成できる限りにおいては、国が登録情報を管理する上での大きな支障はないのではないかと考えられる。ただし、具体的な意味を持たない文字の配列への変更は、具体的な地名による場合に比べ、視認性・記憶性の面で劣ることになる点に留意が必要である。

また、「一連指定番号」については、あくまでも車両の特定のために個々の自動車に割り振られた1～4桁の数字であり、その数字そのものは何らの意味を有するものではなく、これも「地域名」と同様に他の表示内容に置き換えることも考えられるが、この「一連指定番号」に数字以外の文字まで入れることとすると、組み合わせが複雑化し、登録情報の管理が煩雑になるばかりか、かえって視認性・記憶性の面でマイナスの影響を及ぼすおそれもある。

なお、人流・物流分野におけるシームレス化の一環として、将来的には、シング

ルナンバー（条約等の国際間の取り決めに基づき、自国のナンバープレートを着したままで他国の道路を走行できるようにすること）による車両の国際相互乗り入れが行われることも想定されるところ、ナンバープレートにおける「平仮名等」及び「地域名」の表示をアルファベット又は数字に置き換えることで、海外でも識別が容易となるという側面もある。

現在のナンバープレートの表示事項が深く社会に浸透している面も踏まえると、ナンバープレートの見直しに当たっては、その表示事項について、引き続き、現行の4つの事項を基本とすべきであるが、以上のような認識に立って、様々な要請への対応の必要性を考慮し、視認性・記憶性に十分に留意しつつ、必要な範囲で表示方式の弾力化等を図ることも考えられる。

③ ナンバープレートの視認性

ナンバープレートが、その外形的な表示から車両の特定の用に供するものである以上、ナンバープレートがその機能を十分に発揮するためには、ナンバープレートが取り付けられていることが確認できることだけでは足りず、個々の表示内容を認識できるための一定の視認性が確保される必要がある。このため、視認性を阻害する外的要因への対策に加え、ナンバープレートの表示のあり方自体が視認性の確保・向上に資する方向を志向すべきである。

このうち、外的要因への対策については、近年、ナンバープレートに装着する樹脂製のカバーが市販されており、これを装着したナンバープレートを取り付けている車両も少なくないところ、こうしたカバーの装着はナンバープレートの視認性を妨げ、街頭検査時における整備不良車両の特定を困難とする等、ナンバープレートの表示を義務付ける道路運送車両法の規定の趣旨を没却させるものとして、当該カバーを禁止する方向がかねてより打ち出されている。現在、必要な措置を講ずるべく検討が進められているものと認識しているが、可能な限り早期の対応を図るべきである。

また、ナンバープレートの折り曲げ防止のためのフレーム枠も市販されているが、フレーム枠の形状によっては、表示事項の一部を覆ってしまうようなものもあり、そうしたフレーム枠の使用は、ナンバープレートの視認性を阻害している点において、カバーと同一視すべきであることから、カバーとともに必要な対策を講ずべきである。

さらに、視認性の確保に当たっては、駐車場管理、不正通行車両の監視等において、ナンバープレートの情報を機械的に読み取り活用しているようなケースも広がりを見せていることから、目視による読み取りの容易性のみならず、機器による読み取りの容易性も考慮することが必要である。

その一方で、豊かな「クルマ社会の実現」に資する方向性として、視認性に十分に留意しつつ、将来的には、ナンバープレートの表示に自由度を持たせることも考えるべきである。

④ ナンバープレートの形状

ナンバープレートの形状については、現時点では世界的な統一基準はなく、それぞれの国・地域の独自の判断に委ねられている。その一方で、国ごとに異なっている自動車の安全・環境に関する基準の国際調和と認証の相互承認の拡大の動きが世界的に進む中で、我が国も積極的な対応を図っているが、後部番号灯のように、基準の国際調和に当たって、ナンバープレートの形状を踏まえることが必要なものもある。

自動車ユーザーからは、「我が国のナンバープレートも海外のような横長にした方がスタイリッシュであり、望ましい」というような声も少なからず出てきているところであるが、仮に、ナンバープレートの形状を見直すこととした場合、車両の設計変更、駐車場管理等で活用されているナンバープレート読取システムの改修等、様々な社会的コストの発生が見込まれることから、慎重な立場をとる関係者も少なくない。

また、ナンバープレートの形状の見直しに関しては、様々な意見があるが、社会に深く浸透したナンバープレートの形状を見直すことに抵抗感を感じる国民も少なくない中、現時点では、ナンバープレートの形状を実際に見直すだけの正当性やメリットを十分には説明できていないことも事実である。

こうした現状を踏まえ、ナンバープレートの形状の見直しについては、社会的コストはもとより、視認性等を踏まえた見直しの是非について、引き続き検討していくこととすべきである。

⑤ ナンバープレートの取付方法

ナンバープレートは、車両の前後に見やすいように取り付けることが前提であり、視認性を阻害するような取付方法を容認しておくことは不適當である。そこで、ナンバープレートの取付けに関しては、法律上、カバーやフレーム枠の取付けに関する明確なルールがない状況となっているところ、③の視点に関し、ナンバープレートの視認性確保の観点から一定のルールを策定する方向で検討すべきである。

また、近年、自動車のナンバープレートの盗難の増加を背景として、一部地域の防犯協会では優良防犯器具認定品として、容易に取り外すことができないネジを用いることを推奨しており、徐々に普及が進みつつある中、封印のほか、盗難等の実態も踏まえつつ、前後部双方に容易に取り外せないような器具を用いたナンバープレートの取付けの拡大を図っていくことも有用であると考えられる。

⑥ 車両識別の電子化

車両における電子情報の活用については、情報技術の進展により、他車両や道

路インフラ等からの情報を利用したり、車載センサーによりブレーキを制御し衝突被害を軽減させる安全運転支援などが研究・実用化されている状況にある。一方で、ナンバープレートを電子化して車両を識別することについて、国の主導により、かつてナンバープレートにＩＣタグを導入し、公共交通支援や民間サービス（駐車場入出管理等）で活用することを検討したこともあったが、コスト面等から実用化には至っていない。こうした中、電子的に車両を識別する方策として、普及が進んでいるＥＴＣやフロントガラスに貼付することとされている自動車検査標章の活用も考えられるところ、諸外国の状況も踏まえつつ、車両識別の電子化については、専門的・技術的な見地も踏まえつつ、多面的な検討を進めていくべきである。

（２）見直しの具体的方向性

ナンバープレートの見直しに当たっては、現在のナンバープレートの形状や表示事項を前提として行い得る事項と、そうでない事項の２つに大きく分けることができ、前者については数年内の実現を目指して検討を進め、順次、その実現に向けた対応を図るとともに、後者については中長期的な課題として引き続き検討を進めるべきである。

【数年内の実現を目指す事項】

① 「ご当地ナンバー」拡充要望への対応

- 平成１８年から平成２０年にかけて全国１９地域で導入されたいわゆる「ご当地ナンバー」については、その効果を定量的に判断することには困難な面があるものの、

- 1) 地元住民の一体感等の醸成
- 2) 関係自治体間の連携関係の構築・強化
- 3) 経済的効果・知名度向上等地域にとっての対外的効果

など一定の効果があつたものと評価すべきである。また、東日本大震災発生以降、地域の絆や地域振興の必要性がより一層高まっている状況にあるところ、地域の様々な取組みの後押しとしてナンバープレートも有用なツールとなり得るものであり、「ご当地ナンバー」の拡充を求める地域の声を真摯に受け止め、ご当地ナンバーの拡充自体については、前向きに進めることが適当である。

ただし、「ご当地ナンバー」が無限定で拡充していくこととなるとすれば、地域名の細分化による視認性や記憶性の面での支障も懸念されることから、「ご当地ナンバー」の拡充に当たっては、一定の制約を前提とした上での対応を図るべきである。

- 「ご当地ナンバー」を拡充する場合、直近の拡充の実施については、施策として一定の効果をあげることを担保するため、前回の基準を基にしつつ、以下のような要件を課した上で公募することとする。

その際、各地域から、ご当地ナンバーの導入と絡めた地域振興・観光振興策等についてプレゼンテーションを行ってもらい、導入の優先順位付け等を行うことも検討する。また、「ご当地ナンバー」の導入後、プレゼンテーションで示された施策の実施状況等を確認するため、適宜、必要なフォローアップを行う。

<対象地域>

- ・地域特性等で一定のまとまりのある地域（原則、複数市町村）

<条件>

- ・対象地域内で登録されている自動車の数が10万台を超えていること（対象地域の全部が離島である場合を除く。）
- ・地域住民の同意を前提に対象地域の市町村からの要望を踏まえた都道府県の提案によるものであること
- ・対象地域における地域振興・観光振興の中での「ご当地ナンバー」の位置付け、活用方策等が明確に示されていること
- ・ナンバープレートが自動車登録制度の根幹をなすものであることに鑑み、自動車登録手続の利便性の向上の施策であるOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を導入している又は導入の具体的な計画があること

<地域名の基準>

- ・行政区画や旧国名などの地理的名称
- ・漢字2文字を原則とし、最大4文字以内（ローマ字は不可）

- また、「ご当地ナンバー」の拡充に当たっては、実施を決定したとしても、必要なシステム改修等に一定の期間を要し、早期の拡充を求める地域にとっては、待たされる期間も短くないことから、あらかじめ導入までの具体的なスケジュールを明示しておく必要がある。

- 「ご当地ナンバー」の拡充については、システム改修等に要する期間を勘案し、平成26年度中に実施できるよう必要な準備を進めていく。

② 「希望ナンバー制」への対応

- いわゆる「希望ナンバー制」は、個人のアイデンティティー表現の一つの手段として非常に有用なものとして、平成11年から一連指定番号を選択制とする形で導入され、今日、広く社会に浸透している。

今後、数年後に一部地域における特定の番号が払底する状況となっていることから、分類番号の多様化等により同一の一連指定番号数を増加させことにより、

特定の番号を枯渇させることなく、継続的に希望する一連指定番号の取得機会の維持を図る。

- 具体的には、現在3桁の数字で表されている分類番号について、下2桁の文字にアルファベットを用いることとし、上記の特定の番号の取得機会の維持を図る。なお、アルファベットを用いる場合であっても、「1」や「0」など、数字と判別が困難なものについては、除外すべきであり、この点については視認性及び技術的な観点から引き続き検討を進める。
- 分類番号の下2桁でのアルファベット使用については、システム改修等に要する期間を勘案しつつ、「ご当地ナンバー」の拡充に続いてできる限り早期に対応できるよう、必要な準備を進めていく。
- また、上述の措置が実施されるまでの間に払底のおそれがある一部地域の特定の番号については、例えば、抽選の回数を減らす等、交付の方法を変更することで、払底を回避することも検討する。
- なお、特定の「希望ナンバー」が払底することへの対応方策として、「一度使用した自動車登録番号の再利用」という考え方もあるが、技術的には可能であるものの、登録による公証力の確保や社会的な混乱の防止の観点から、現状においては、自動車登録番号（ナンバー）の再利用については消極的に考えるべきであり、将来的な検討課題とする。

③ ナンバープレートを巡る諸課題への対応

- 視認性を確保する観点から、ナンバープレートのカバーやフレーム枠についての具体的なルールを設けるとともに、一定の強制力を持ってその履行を担保するため、できる限り早期に法制上の必要な措置を講ずる。
- ナンバープレートの取付けについて、盗難等の実態も踏まえつつ、容易に取り外せないような器具の使用の拡大を図る。

【中長期的な検討事項】

- ナンバープレートの形状の見直しについては、社会的コストはもとより、視認性等を踏まえた見直しの是非について、引き続き検討していく。
なお、検討に当たっては、より専門的、技術的な検証を加えることが不可欠で

あり、様々なシステムの改修等に与える影響にも留意しつつ、国土交通省を中心に、関係機関の連携を図っていく。

○ また、形状の見直しに併せて、以下のような観点からの検討も進めていく。

- ・ ナンバープレートが、その求められる機能を遺憾なく発揮させる上で、一定の視認性を確保しなければならないことは言うまでもないことであり、そのために、ナンバープレートの表示について、現在、具体的な定めがなく、同一の文字でも地域等によって差異が生じている点などについて、改善を図ることも必要であり、文字体について具体的な基準を設け、統一化を図る。
- ・ ナンバープレートを政策誘導ツールとして活用することも有用であるとともに、視認性を阻害しない範囲において、政策誘導対応目的（例えば、次世代自動車、UD車両の普及等）等のため、一定の基準による図柄の表示等を許容することを検討する。

3. 終わりに

本懇談会では、ナンバープレートの見直しについてのひとつの方向性を示した。

今後、国土交通省をはじめとする関係機関が、この方向性に基づき具体的な措置を講じ、その具体化を図っていくことで、ナンバープレートが「クルマ社会」のさらなる発展に寄与することを期待している。

ナンバープレートのあり方に関する懇談会 委員名簿

(座 長)

杉山 武彦 一般財団法人 運輸政策研究機構 運輸政策研究所 所長

(委 員)

稲山 一八 奈良県 副知事 (第5回から)

大村 慎一 静岡県 副知事 (第2回まで)

岡橋 葉子 岡橋マーケティング研究所・岡橋流通経営研究所 所長

川原 英司 A. T. カーニー株式会社 パートナー

久米 正一 一般社団法人 日本自動車連盟 専務理事

坂本 裕寿 読売新聞東京本社 論説委員

島崎 有平 一般社団法人 日本自動車販売協会連合会 常務理事

永井 徹 一般社団法人 日本自動車リース協会連合会 事務局長

味水 佑毅 高崎経済大学 地域政策学部 観光政策学科 准教授

武藤 孝弘 社団法人 日本中古自動車販売協会連合会 専務理事

渡辺 憲三 一般社団法人 日本自動車工業会
流通委員会 流通企画部会 新車分科会 分科会長

(オブザーバー)

一般社団法人 全国自動車標板協議会

警察庁

(順不同、敬称略)

ナンバープレートのあり方に関する懇談会の経緯

- **第1回懇談会**（平成23年10月12日）
 - ・ 懇談会の開催趣旨等について
 - ・ 意見交換

- **第2回懇談会**（平成23年12月8日）
 - ・ ご当地ナンバーについて
 - ・ 希望ナンバー制について

- **第3回懇談会**（平成24年2月7日）
 - ・ ナンバープレートの機能について
 - ・ ナンバープレートの見直しに伴う影響について

- **第4回懇談会**（平成24年3月15日）
 - ・ 中間とりまとめについて

- **中間とりまとめの公表**（平成24年3月26日）

- **中間とりまとめに対するパブリックコメントの実施**
（平成24年3月26日～4月24日）

- **第5回懇談会**（平成24年6月5日）
 - ・ 中間とりまとめに対するパブリックコメント結果について
 - ・ ナンバープレートを巡る諸課題について

- **第6回懇談会**（平成24年7月19日）
 - ・ 最終とりまとめについて